

住宅扶助上限下げ混乱

生活保護の家賃にあたる住宅扶助の上限額が7月から多くの地域で引き下げられました。4月に厚生労働省が、従来の家賃が適用される例外措置や経過措置を示した「通知」を出しましたが、生活保護問題にとりくむ市民団体などから「記述が分かりにくく、各地で混乱が生じている」と、国に通知の周知徹底と柔軟な適用を求める声が上がっています。

大阪・枚方市に見る

大阪府枚方市の枚方交野（ひらかたかたの）生活と健康を守る会（生健会）。事務局ではこの1カ月余、住宅扶助引き下げでの相談の対応に忙殺されました。

「1カ月以内」返事を求める

82歳の1人暮らしの女性、ケースワーカーから電話で「上限額が下がるから限度額内の所に引

越するように」といわれました。「返事は1カ月以内という。40年も住んでいるのに家族の思い出、ご近所とのつながりもすべて終わりかと思うとうつ病になりそう」と、苦しみを吐き出しました。

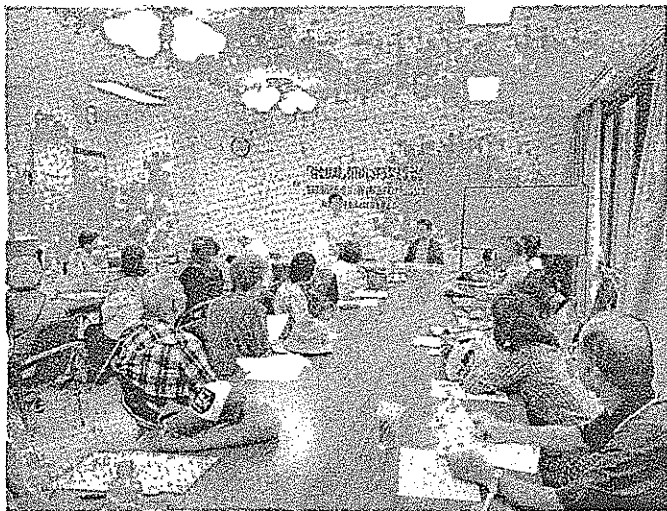
同市の生活保護利用世帯は約5600。そのうち今回の基準引き下げの影響を受けるのは2600世帯（46%）です。

5月に市が利用者に出した通知は、「現在の家賃が新しい限度額を超える場合は、転居の検討をお願いします」と、「転居ありき」。新基準の上限額を示し、これまでの上限額が継続適用される例外措置の具体的内容は書



転居・家賃交渉迫られる

生健会 例外措置知らせ改善要求



住宅扶助問題の学習にとりくむ枚方交野生活と健康を守る会＝6月

問題ある対応「かなりある」

同会の森田みち子事務局長は「相談はこの1カ月余で100件を超えました。転居や家主との家賃下げ交渉などを迫られ、首のくくり方をインターネットで調べたという人もいます。聞いていて涙が止まらない」と話します。

会には市に抗議するともに会員などを対象に学習会を開き、厚労省通知の内容を知らせていま

かれています。

す。

全大阪生活と健康を守る会連合会の大口耕吉郎会長は、「国の通知の文章が分かりにくいために自治体の担当者が混乱し、対応の違いが大きすぎる。府や大阪市に実態をつきつけ、改善を求めてきたが、問題のある自治体はかなりある」と指摘。「通院・通所、通勤・通学など転居によって支障をきたす場合は従来の家賃のままでもいいし、期限も決めていないなどの通知の内容を示し、具体的に問題を提起していく」と話します。

「無理な転居指導はあってはならない」などとする大阪府の6月15日付通知を機に枚方市では対応が一変。転居を迫られた人が、「今まで通り住んでください」と連絡を受け、驚いたといいます。

「伝えるケースワーカーの声も明るかったと聞きました」と森田さん。「でもまだ油断できません。利用者の事情を無視した指導が現に行われている実態がある」と話します。

国の通知内容をかみくだいて伝えようと、法律家や市民などで作る生活保護問題対策全国会議は、小冊子「Q&A 住宅扶助・冬季加算引き下げにどう対抗する？」を発行しました。

同会議事務局長の小久保哲郎弁護士は今回の引き下げについて「利用者の居住実態を無視したもので、日本弁護士連合会も違法だと声明を出し撤回を求めている」と指摘。「当事者への影響を最小限に食い止めたい」と話しています。

（西口友紀恵）

7/2
5.3